別表第1第1章の3の表中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

別表第1第2章の2の(3)中「14,380円」を「14,330円」に改め、同章の2の(4)中「12,060円」を「12,010円」に改め、同章の2の(5)中「69,810円」を「69,680円」に改め、同章の5中「42,660円」を「42,530円」に、「21,330円」を「21,270円」に改める。

別表第3の1の表中「120,000円」を「118,000円」に改める。

別表第6の1の表中「202,000円」を「231,000円」に、「204,000円」を「249,000円」に改める。

別表第7の1の表及び2中「72,000円」を「73,000円」に改める。

別表第9の3の(1)の表愛知県の項中「蟹江町」を削る。

○環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第二条第四項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の規定に基づき、指定化学物質又は第二種監視化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、旧法第二条第六項及び法第二条第九項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

通し番号306の項を次のように改める。

306	［ビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2，5－ジイルビス（メチルアミン）とビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2，6－ジイルビス（メチルアミン）の混合物］と｛2－クロロメチルオキシランと4，4′－（プロパン－2，2－ジイル）ジフェノールの反応生成物｝の反応生成物	(7)—2530

通し番号312の項を次のように改める。

312	*N*－（3－ヒドロキシ－1，1，3－トリメチル－1，3－ジヒドロ－4－イソベンゾフラニル）アセトアミド	(5)—6420

通し番号731の項を次のように改める。

731	メチル＝（1*R*，3*R*）－2，2－ジメチル－3－（*Z*）－プロパ－1－エン－1－イルシクロプロパンカルボキシラートを主成分（80%以上）とする、メチル＝2，2－ジメチル－3－プロパ－1－エン－1－イルシクロプロパンカルボキシラート（異性体混合物）	(3)—4538

通し番号819の項を次のように改める。

819	ナトリウム＝3－{［*N*－（4－{［4－（ジメチルアミノ）フェニル］（4－｛*N*－エチル－*N*－［（3－スルホナトフェニル）メチル］アミノ｝フェニル）メチレン｝－2，5－シクロヘキサジエン－1－イリデン）－*N*－エチルアンモニオ］メチル｝ベンゼンスルホナート（別名ＣＩアシッドバイオレット49）	(5)—1611

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十五号）第四条第一項の規定に基づき、同項第三号に該当する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

通し番号3242の項を次のように改める。

3242	ヒチレン＝アセトアセタート＝メタクリラート	(2)—3579

通し番号3474の項を次のように改める。

3474	2－クロロ－5－（1－メチルトリデシル又は1－エチルドデシル又は1－プロピルウンデシル又は1－ブチルデシル又は1－ペンチルノニル若しくは1－ヘキシルオクチル）ヒドロキノンの混合物	(3)—4203

通し番号3936の項を次のように改める。

3936	7，17－ジクロロジインドロ［3，2－*b*：3′，2′－*m*］－6，16－ジアザ－8，18－ジオキサペンタセン、7，17－ジクロロ－（1、2、3、4、11、12、13、14のいずれか一つ）－モノ－（4－メチル－1*H*－イミダゾール－5－イルメチル）－ジインドロ［3，2－b：3′，2′－*m*］－6，16－ジアザ－8，18－ジオキサペンタセン、7，17－ジクロロ－（1、2、3、4、11、12、13、14のいずれか二つ）－ジ（4－メチル－1*H*－イミダゾール－5－イルメチル）－ジインドロ［3，2－*b*：3′，2′－*m*］－6，16－ジアザ－8，18－ジオキサペンタセン及び（1、2、3、4、11、12、13、14のいずれか三つ）－トリ（4－メチル－1*H*－イミダゾール－5－イルメチル）－ジインドロ［3，2－*b*：3′，2′－*m*］－6，16－ジアザ－7，17－ジクロロ－8，18－ジオキサペンタセンの混合物	(5)—6379

通し番号3981の項を次のように改める。

3981	テトラデシル＝3－［4－（6－*tert*－ブチル－7－クロロ－3*H*－ピラゾロ［1，5－*b*］［1，2，4］トリアゾール－2－イル）フェニルカルバモイル］プロピオナート	(5)—6389

通し番号4091の項を次のように改める。

4091	1－（1－{［2－（2－ヒドロキシヘキサデシルオキシ）エトキシ］メチル}プロパデシルオキシ）－2－ヘキサデカノール	(2)—3750

通し番号4092の項を次のように改める。

4092	1－（1－{［2－（2－ヒドロキシヘキサデシルオキシ）エトキシ］メチル}ペンタデシルオキシ）－2－オクタデカノール	(2)—3751

通し番号4093の項を次のように改める。

4093	1－（1－{［2－（2－ヒドロキシヘキサデシルオキシ）エトキシ］メチル}ヘプタデシルオキシ）－2－オクタデカノール	(2)—3752

通し番号4094の項を次のように改める。

4094	1－（1－{［2－（2－ヒドロキシオクタデシルオキシ）エトキシ］メチル}ペンタデシルオキシ）－2－オクタデカノール	(2)—3753

通し番号4096の項を次のように改める。

4096	1－（1－{［2－（2－ヒドロキシオクタデシルオキシ）エトキシ］メチル}ヘプタデシルオキシ）－2－オクタデカノール	(2)—3755

通し番号4153の項を次のように改める。

4153	（*S*，*S*′）－エチレンジアミン－*N*，*N*′－二コハク酸鉄（Ⅲ）アンモニウム錯体	(2)—3765